独立監査人の監査報告書

平成22年6月2日

国立大学法人 鹿屋体育大学

学 長 福 永 哲 夫 殿

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士

古獨光旗

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

工藤重之圖

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は学長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含めをとしての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は、第4期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第3期事業年度以前の会計に関する部分は、前任監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

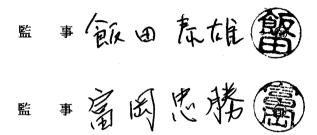
監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人鹿屋体育大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(第4期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。)は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

国立大学法人 鹿屋体育大学 学 長 福 永 哲 夫 殿

国立大学法人 鹿屋体育大学



私どもは、国立大学法人鹿屋体育大学における第6期事業年度(平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)の業務について監査を実施し、その結果について以下のとおり 報告します。

1 監査方法の概要

一般に認められた監査手続きに従い、役員会、経営協議会その他重要な会議に出席したほか、重要な書類の回付を受け、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から会計監査の方法とその結果について報告及び説明を受け、財務諸表及び事業報告書、決算報告書の正確性について検討を加えました。

2 監査結果

- (1) 財務諸表等に重要な影響を与える不正の行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書)は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、国立大学法人鹿屋体育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の手法及び結果は相当であると認めます。